

# 介護予防ケアマネジメントの効果的な推進について ～令和5年の改正法と市町村・地域包括支援センターの役割～

生駒市 特命監 田中 明美

# 目次

- 1 令和5年法改正について
- 2 介護予防ケアマネジメントの効果的な推進
- 3 法改正に向けて取り組んだ市町村の例
- 4 まとめ

➤ 令和5年改正法により、居宅介護支援事業所が介護予防支援（要支援者のケアプラン作成等）の事業所指定を受けることが可能になりました（R6.4.1施行）

◎介護保険法（平成9年法律第123号） ※R6.4.1～

（介護予防サービス計画費の支給）

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

改正により追加

（指定介護予防支援事業者の指定）

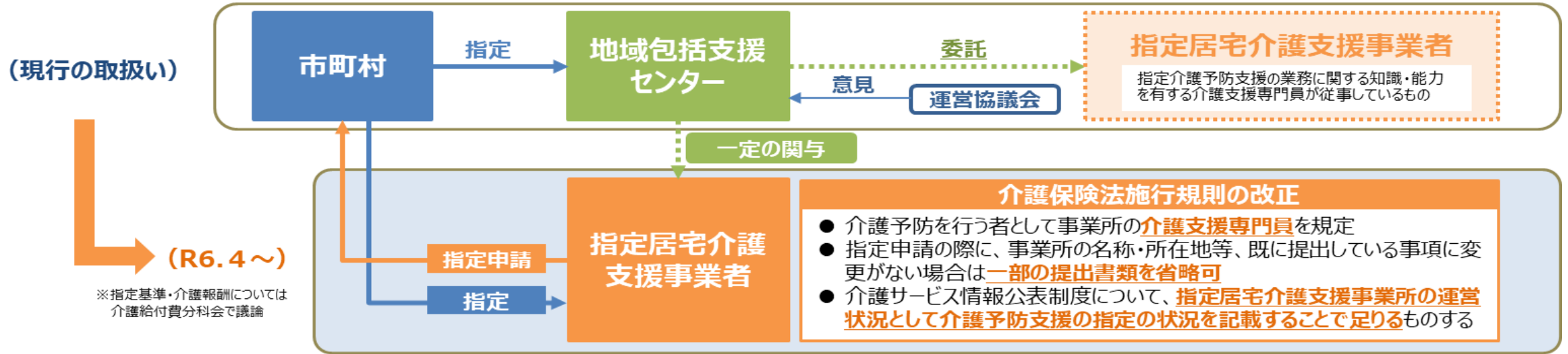
第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者 **又は指定居宅介護支援事業者** の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

# 介護予防支援の指定対象の拡大(改正の概要)

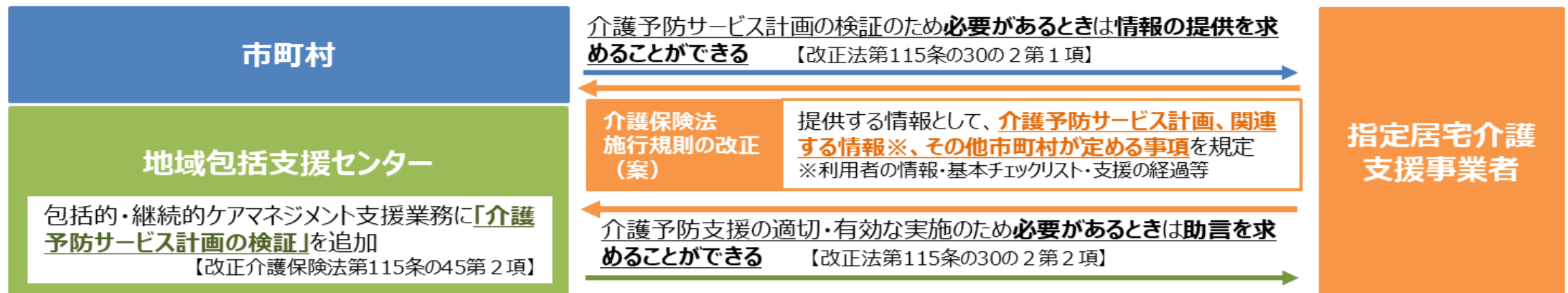
## 「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、**介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

### 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



### 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与





# 市町村向け 介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引きの紹介

令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

地域の介護予防を推進するための  
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のあり方と  
地域包括支援センターの事業評価に関する調査研究

市町村  
向け

## 介護予防 ケアマネジメントを 効果的に推進する ための手引き

～令和5年改正法による介護予防支援の指定対象拡大を踏まえて～

※本手引きでは、「介護予防ケアマネジメント」の表記について、注記が無い限り、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの両者を含んでいます。  
(介護予防支援との表記を省略)

MUFG  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

発刊日(2024)年3月



### [ 手引きのねらい・目的 ]

- 令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(以降、令和5年改正法)において
  - ・ 介護予防支援の指定対象に指定居宅介護支援事業所が追加
  - ・ 地域包括支援センターの一定の関与を担保するために、センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容として、介護予防サービス計画の検証を追加し、当該検証にあたり必要と認める場合は、市町村は介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求めることができることとする措置が講じられた。
- 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために、地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。
- 地域包括支援センターは、上記の求めに対応できるよう介護予防ケアマネジメントについての平準化を図っておくことが必要。

(参考1 令和5年改正法)

(参考1-1)令和5年改正法条文(介護予防支援の指定対象の拡大)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

(参考1-2)令和5年改正法条文(センターの一定の関与を担保)

(地域支援事業)

第百十五条の四十五(略)

2(略)

一、二(略)

三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

(介護予防支援事業に関する情報提供の求め等)

第百十五条の三十の二 市町村長は、第百十五条の四十五第二項第三号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる

(参考2 指定介護予防支援事業所の運営基準について)

■ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 二十九条

二十九 指定介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の三十の二第一項の規定により市町村長から情報の状況を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

# 介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き

## ～令和5年改正法による介護予防支援の指定対象拡大を踏まえて～

令和5年改正法により、指定居宅介護支援事業者が新たに介護予防支援の指定を受けて実施が可能になったことに伴い、

・市町村長は、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況等の情報の提供を求めることができる。

・地域包括支援センターは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に「介護予防サービス計画の検証」を追加し、一定の関与を行う。

本手引きでは、上記の令和5年改正法による必要な取組の解説に加え、それらの取組をきっかけとして、市町村や地域包括支援センター等が地域の実情に応じて介護予防を効果的に展開するために、実施しなければならない事項について解説。

### 手引きの概要

#### 第Ⅰ部 市町村が実施すべき主な事項

1. 介護予防支援の指定対象拡大を踏まえた効果と留意点
2. 令和5年改正法を踏まえて市町村が検討すべき事項
3. 令和5年改正法を踏まえた市町村の取組例

#### 介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するためのフロー

#### 第Ⅱ部

1. 現状把握

2. 課題の特定（優先課題等）

3. 戦略・施策の立案

4. 取組の実施

5. 評価（振り返り・効果検証）

#### 第Ⅲ部

これまでの自治体の取組紹介

#### 令和5年改正法を踏まえて市町村が実施すべき事項の解説

- ✓ 要支援者等の実態把握
- ✓ 居宅介護支援事業所の実態把握
- ✓ 介護予防サービス計画の検証・助言に向けた体制や方策の検討・立案
- ✓ 介護予防サービス計画の検証に関する関係者との情報共有、検証の実施
- ✓ 居宅介護支援事業所への助言の実施

### 第Ⅰ部 市町村が実施すべき主な事項

1. 介護予防支援の指定対象拡大を踏まえた効果と留意点
  - (1) 指定拡大により期待される効果
  - (2) 指定拡大における留意点
2. 令和5年改正法を踏まえて市町村が検討すべき主な事項
  - (1) 介護予防支援にかかる実態を把握する
  - (2) 居宅介護支援事業所が介護予防支援の理念を理解し、適切な手法を獲得するための方策を検討する
  - (3) 介護予防サービス計画の検証方法について検討する
    - 介護予防サービス計画の検証方法
    - 地域ケア会議の活用
  - (4) 介護予防ケアマネジメントの報酬等を設定する
  - (5) 条例の制定や実施要綱等の作成について検討する
  - (6) 令和5年改正法への対応に向けて周知する
3. 令和5年改正法を踏まえた市町村の取組例



# 第Ⅰ部 市町村が実施すべき主な事項（一部抜粋）

## 2. 令和5年改正法を踏まえて市町村が検討すべき事項

### （1）介護予防支援にかかる実態を把握する

- 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への介護予防支援の委託率、居宅介護支援事業所の介護予防支援に対する理解度、地域包括支援センターにおける介護予防支援の負担度など、市町村における介護予防支援に関わる実態を把握する。

### （2）居宅介護支援事業所が介護予防支援の理念を理解し、適切な手法を獲得するための方策を検討する

- 市町村において介護予防支援の実態を踏まえた上で、居宅介護支援事業所が介護予防支援の理念を理解し、適切な手法を獲得できるよう、研修会の開催等の方策を検討する。

#### ■ 居宅介護支援事業所が理解を深める必要のある事項 ■

- 市町村が進める介護予防支援の方向性
- アセスメントに基づく適切なサービス、事業、インフォーマル資源、セルフケアや家族、地域支援の組み方や調整の方法、関わり方
- 第9期介護保険事業計画における介護予防支援、介護予防ケアマネジメントにおける課題、目標
- 介護予防支援に関する委託と指定の違い
- 介護予防支援の指定にあたっての条件やルール等
- 今後、市町村や地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に対して、どのような関与を行うことがあるか / 等

### （3）介護予防サービス計画の検証方法について検討する

- 市町村は介護予防サービス計画の検証の必要があると認める時は、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況等の情報の提供を求められることができる。
- この点を踏まえ、市町村において、介護予防サービス計画の検証方法について、頻度や確認内容などのルールを検討する。地域ケア会議の場を活用して、適正化を図る方法も有効である。

#### ■ 介護予防サービス計画の検証方法例 ■

##### 【提出を求める書類】

- 利用者基本情報
- 基本チェックリスト
- 介護予防サービス・支援計画書
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表 / 等

##### 【頻度】

- 介護予防サービス計画の新規作成時／更新時

##### 【確認内容】

- 利用者の状態像と介護予防サービス計画の内容が沿っているか。沿っていない場合、その理由は何か
- 解決すべき課題が明確にされているか（アセスメントの質が保たれているか）
- 目標設定が適切か（本人の望む日常を目指す内容となっているか。抽象的ではないか）
- 目標に向けて適切なアプローチが提供される内容か（事業、サービス、地域資源やインフォーマルサービスの活用等が適切になされているか）
- 自立を阻害するような過剰な支援となっていないか / 等

# 第Ⅰ部 市町村が実施すべき主な事項（一部抜粋）

## （４）介護予防ケアマネジメントの報酬等を設定する

- 市町村が目指す介護予防や自立支援を実現するための介護予防ケアマネジメントに資する報酬等の設定を行う。

## （５）条例の制定や実施要綱等の作成について検討する

- 様々な検討を踏まえ、必要に応じて、居宅介護支援事業所の介護予防支援の指定について、市町村独自の要件を設けるかどうかを検討する。市町村独自の要件を設ける場合、指定介護予防支援に関わる条例の制定や改正を行うのか、条例の制定や改正は行わず、実施要綱等を作成していくのかを検討する。
- なお、条例の制定や改正をして、国の基準に加えて独自のルールを設定する場合は、国の基準の類型（従うべき基準・標準・参酌すべき基準）にも留意して検討を行う必要がある。

## （６）令和５年改正法への対応に向けて周知する

- 令和５年改正法について、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターや市町村職員、その他専門職・専門機関、介護サービス事業所などの関係者に、説明会や研修を実施するなどして、周知する。
- 周知の際には、令和５年改正法の内容にとどまらず、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、住民も含めた関係者が協働して介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の目的や意義、介護予防ケアマネジメントや総合事業等に対する理解促進も行う。

## ３．令和5年改正法を踏まえた市町村の取組例

### A市の例

- 居宅介護支援事業者が適切に介護予防支援を行うことを支援するための環境・体制の整備（ルール作り）及び「一定の関与」を求められる地域包括支援センターの業務負担の軽減を目的として、独自の基準を設けることとした。
- 具体的には、条例で定める市の介護予防支援に関する方針において、介護予防支援事業の実施に当たって居宅介護支援事業者は一定の事項を遵守しなければならないことを示し、その詳細については別途、要綱に定めることとした。

### ■ 要綱での規定内容（A市の例） ■

#### （１）A市独自の介護予防ケアマネジメントの研修受講

- ① 地域包括ケアの深化・推進についての目指すべき方向性について
- ② A市における総合事業の特性について
- ③ A市独自のアセスメントツールの活用について
- ④ A市独自の医療・介護の連携について
- ⑤ 介護予防ケアマネジメントの考え方と進め方について
- ⑥ その他

#### （２）地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターによる初回同行訪問

#### （３）ケアプランの適正化・好事例の提供



# 介護予防支援の指定対象拡大を踏まえた効果と留意点

## (1) 指定拡大により期待される効果

- 一部委託と異なり、地域包括支援センターがプランにコメントを記載したり、プランの変更や更新時の評価を行う必要性がないため、業務負担の軽減につながる
- 居宅介護支援事業所にとっては、介護予防支援に関わる機会が増えることで、要支援者の理解が深まるとともに、介護予防ケアマネジメントの質向上が期待される
- 利用者にとっては、要支援から要介護となったり、要介護から要支援になったりした場合でも、担当のケアマネジャーを変更せず、そのまま依頼することが可能となる
- 要支援者でも、指定を受けている居宅介護支援事業所を自由に選ぶことができる

## (2) 指定拡大における留意点

- 介護予防ケアマネジメントの作成経験がない居宅介護支援事業所の場合、保険給付に該当する介護予防サービスを利用しながら、市町村ごとに差異のある総合事業における多様なサービスをどのように位置づけるかについての理解が、十分に進んでいないことが懸念される
- 地域包括支援センターが行う居宅介護支援事業所に対する研修などで、介護予防ケアマネジメントについて、継続して伝えていくことも大切  
地域の居宅介護支援事業所の状況を踏まえ、市町村が地域包括支援センターとどのような取組を行う必要があるかを話し合い、対応していくことが求められる
- 地域包括支援センターも一定の関与を求められるため、市町村がしっかりと運用を考えないとむしろ負担増になる恐れがある

# 介護予防支援の指定対象拡大の実施に向け、市町村の考えも多様

A市では、もともと委託が多かったので、信頼して居宅に任せられるので助かる!

F市では、介護予防支援の委託をほぼ出してこなかったため、居宅が指定を受ける前に総合事業の研修など展開しないと不安...

B町では、高齢者数も激減しており、直営包括と居宅は、とても身近な関係なので、一部委託ではなく指定になるのは大歓迎

G市では、条例を制定して、要綱において詳細を記載し、研修受講や初回同行訪問、プラン更新前の地域ケア会議参加など、一定のルールを設けた。

E市では、居宅も減少しており、余力がなく、指定を受けてくれるところがなく困っている

H市では、委託の方に加算を設け、指定より高く設定するなど報酬に差を設けた



# 令和5年改正法を踏まえて市町村が検討すべき主な事項

## (1) 介護予防支援にかかる実態を把握する

## (2) 居宅介護支援事業所が介護予防支援の理念を理解し、適切な手法を獲得するための方策を検討する

- ・居宅介護支援事業所が理解を深める必要のある事項
- ・事業に対する利用対象者像の明確化
- ・リハビリ専門職の協力
- ・地域包括支援センターで作成した類似事例の介護予防サービス計画を、居宅介護支援事業所との目線合わせに活用
- ・市町村独自のアセスメントシートの作成

## (3) 介護予防サービス計画の検証方法について検討する

- ・介護予防サービス計画の検証方法
- ・介護予防サービス計画の検証マニュアルの作成
- ・地域ケア会議の活用

## (4) 介護予防ケアマネジメントの報酬等を設定する

## (5) 条例の制定や実施要綱等の作成について検討する

## (6) 令和5年改正法への対応に向けて周知する

実際、ここまで  
丁寧に対応でき  
てないかも・・・





# 介護予防支援の実態を把握する方法（例示）

## 1 介護予防支援の現状を把握

市町村は、地域の介護予防支援の実施状況を詳しく把握する必要がある。

支援の量や質、課題などを丁寧に分析し、改善につなげていくことが重要。

## 2 居宅介護支援事業所の現状

居宅介護支援事業所の介護予防支援に対する理解度や、地域包括支援センターからの委託率など、市町村における介護予防支援の実態を把握することが重要。

## 3 関係機関との連携強化

介護予防支援には、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの関係機関との緊密な連携が必要。

情報共有やアセスメントの共有化など、連携体制の構築が重要。

## 4 地域包括支援センターの負担

地域包括支援センターにおける介護予防支援の負担度合いを確認し、居宅介護支援事業所への委託の必要性を検討する必要がある。

## 5 利用者ニーズの把握

利用者の生活状況や介護ニーズを細かく把握し、それに合った介護予防支援を設計することが求められる。  
利用者の意向を反映させることで、より効果的な支援が行える。

## 6 課題の明確化

実態把握を通じて明らかになった課題を整理し、居宅介護支援事業所が介護予防支援を適切に行えるよう、支援策を検討していく。

# 介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための取組フロー（例示）

データ・情報の深掘り(例)

## 第1章

データ・情報の確認と考察・予測の繰り返し

**データ・情報** 将来推計人口のデータを確認すると、今後20年で85歳以上人口が倍増する見込みである

フレイルや要支援の人の維持・改善が進まなければ、介護人材の供給が間に合わなくなるのではないか

**データ・情報** 要支援者の1年後の状況を確認すると、約5割の人が悪化していた

介護予防サービス計画が自立支援・重度化防止に資する内容になっていないのではないか

**データ・情報** 介護予防サービス計画の検証を行ったところ、アセスメント結果と目標設定・サービスが繋がらないと思われるケースが多くみられた

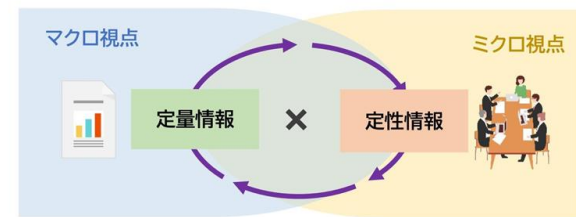
**第2章**  
課題と考えられる事項の特定

自立支援や介護予防サービス計画の作成に関するケアマネジャーの認識が十分でないのではないか

**第3章・第4章**  
戦略立案・取組の実施

地域包括支援センターと介護予防サービス計画の委託を受けている居宅介護支援事業所との意見交換の場(地域ケア会議)を設け、目指す方向性の共有や事例検討を実施

**第5章**  
効果の検証



優先して取り組むべき「課題」の特定

施策・戦略の立案(第3章)

取り組むべき優先課題を特定(第2章)

## 第1章

介護予防ケアマネジメントについて見えてきた現状

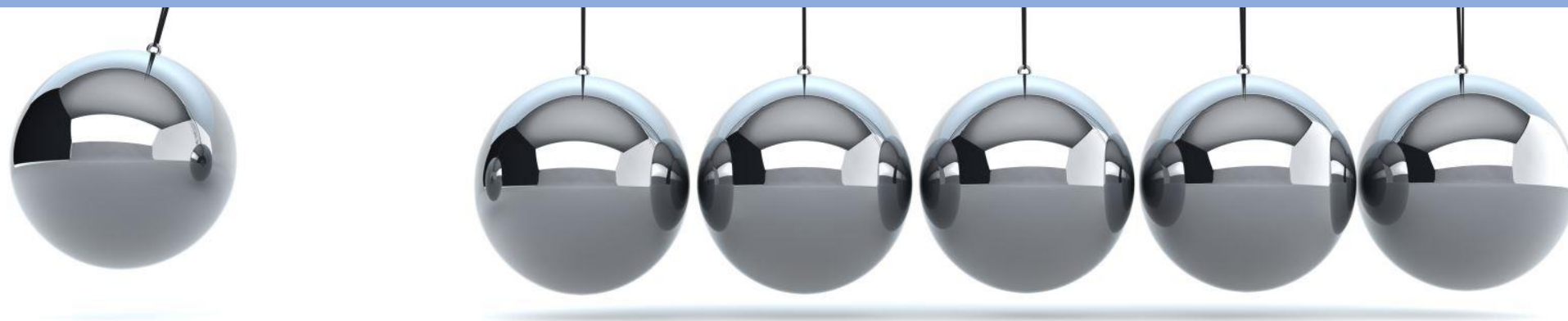
なぜ?

追加調査・検証  
(関係者への聞き取りなど)

現状の背景にある本当の課題は?

- ① 地域の環境・資源に関すること
- ② 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・医療機関等の理解・認識に関すること
- ③ 介護予防サービス計画の立案に関すること
- ④ サービス提供者の理解・認識に関すること
- ⑤ 高齢者・家族の理解・認識に関すること
- ⑥ 市町村の理解・認識に関すること

## 法改正に向けて取り組んだ市町村の例



～ 『介護予防ケアマネジメントを効果的に  
推進するための手引き』よりA市・B市の取組紹介 ～



## A市 独自基準の設定

A市の条例において、介護予防支援事業の実施において、居宅介護支援事業者は、一定の事項を遵守しなければならないことを示す！



「指定居宅介護支援事業者は、介護予防支援事業の適切な実施および地域包括支援センターとの効果的な連携のために行うべきこととして、市長が別に定める事項を遵守しなければならないこと」を追記。



「市長が別に定める事項」については、別途、要綱にて制定

# A市が要綱に定めている事項について

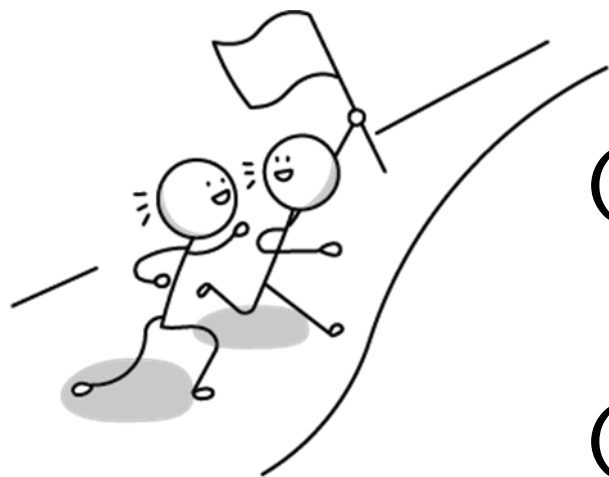
## (1) A市独自の介護予防ケアマネジメントの研修の受講

- ① 地域包括ケアの深化・推進についての目指すべき方向性について
- ② A市における総合事業の特性について
- ③ A市独自のアセスメントツールの活用について
- ④ A市独自の医療・介護の連携について
- ⑤ 介護予防ケアマネジメントの考え方と進め方について
- ⑥ その他

## (2) 地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターによる初回同行訪問の実施

## (3) ケアプランの適正化・好事例の提供



## B市 独自基準の設定

(準備) 居宅介護支援事業所への指定拡大に向け、地域包括支援センターや地域の専門職と検討



(結果) B市独自で指定を受けるための条件を設定

- ① 地域包括支援センターから、委託を5年以上受けている居宅介護支援事業所に限定
- ② B市の研修を受講した事業所に限定
- ③ 作成したケアプランは、地域包括支援センターに提出することをルール化



# まとめ

居宅介護支援事業所が指定を受け、  
直接介護予防支援のプランを作成することができるようになりましたが、  
皆様の地域ではどのような状況でしょうか？

指定を受ける居宅介護支援事業所が全く現れないという保険者もあれば、  
今まで委託で受けてくれていた居宅介護支援事業所が  
指定を受けてプラン作成を始めたところなど、さまざまです

今回、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の中に、  
一定の関与を行うことが明記され、  
市町村はその中身について、方針を示すことが求められています

皆さんの地域では、どのような方針を定めた？定めるのでしょうか？

## 介護予防ケアマネジメントの効果的な推進のための参考資料

- ◆ 地域支援事業実施要綱〔令和6年8月5日付(老発0805第3号)〕
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン〔令和6年8月5日付(老発0805第4号)〕
- ◆ 「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について〔令和6年8月5日付(老高発0805第2号、老認発0805第2号、老老発0805第1号)〕
- ◆ 「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について(通知)」の一部改正について〔令和6年6月7日付(老認発0607第1号)〕
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について〔令和6年8月5日付(老認発0805第3号)〕
- ◆ 介護予防の取組強化・推進のための市町村マニュアル(令和4年3月)：厚生労働省
- ◆ これからの地域づくり戦略－集い・互い・知恵を出し合い3部作(1.01版)：厚生労働省老健局
- ◆ 地域包括支援センター運営マニュアル3訂(令和4年4月)：一般財団法人長寿社会開発センター
- ◆ 介護予防ケアマネジメントオンデマンド研修(令和3年度)：一般財団法人長寿社会開発センター\*
- ◆ 政策形成につなげる地域ケア会議の効果的な活用の手引き(令和5年3月)：一般財団法人長寿社会開発センター\*
- ◆ 地域づくり支援ハンドブック vol.2(令和6年3月)：株式会社日本能率協会総合研究所\*
- ◆ 介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き(令和6年3月)：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社\*
- ◆ 多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き(平成31年3月)：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、株式会社三菱総合研究所\*